

府中市の被害想定と避難方法等について

1 府中市に起こりうる被害（想定）

府中市地域防災計画（平成 26 年修正）で想定している地震・被害は次のとおりです。

	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
【想定する地震と府中市の最大震度】				
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約 20～35 km		約 0～30 km	約 2～20 km
最大震度	6 弱	6 強	6 弱	6 強
【死者・負傷者数】				
死者	10 人	72 人	33 人	136 人
負傷者	331 人	1,569 人	1,109 人	1,894 人
【建物の被害状況】				
全壊棟数	88 棟	1,052 棟	461 棟	1,559 棟
半壊棟数	1,288 棟	4,732 棟	3,870 棟	4,748 棟
出火件数	3 件	10 件	5 件	18 件
焼失棟数 (倒壊建物含む)	289 棟	1,337 棟	385 棟	3,450 棟
【避難者数】				
避難者数	16,637 人	42,452 人	36,215 人	61,507 人
避難生活者数	10,814 人	27,594 人	23,540 人	39,980 人
【ライフラインの被害】				
上水道(断水率)	16.2%	31.6%	33.2%	45.1%
下水道 (管きよ被害率)	17.6%	19.9%	18.6%	21.3%
電気(停電率)	1.4%	7.5%	3.2%	13.1%
ガス(供給支障率)	1.5%	100.0%	1.5%	98.5%
固定電話(不通率)	0.6%	3.2%	0.9%	7.8%

- 阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時における、ライフラインの復旧時間はおよそ次のとおりです。

項目	内容	項目	内容
電力	1 週間程度	上水道	1 カ月以上
通信	2 週間程度	下水道	1 カ月以上
ガス	1～2 カ月程度		

2 強い揺れに備えよう！

(1) 家屋の耐震化

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約 9 割が地震発生後 14 分以内に死亡しており、その多くは自宅の倒壊による圧死や窒息死でした。現在では、地震大国日本における最も効果がある減災対策は、建物の耐震化・耐震補強であることがはっきりしています。



1981 年（昭和 56 年）以前に建てられた建物は要注意！

1981 年に建築基準法が改正されましたが、1981 年以前の建築基準法で建てられた建物は耐震性が不十分な可能性が高いので注意が必要です。なお、改正後の基準で建てられた建物についても、一度大きな揺れに遭っていたり、経年劣化により耐震性が落ちている場合がありますのでご注意ください。



(2) 家具の転倒・移動防止

震度 6 を超える大地震では、ピアノや冷蔵庫は踊り、テレビやパソコンは水平に 3 メートル以上も飛び交うものと言われています。高層マンションでは、階数によっては一戸建てに比べて揺れが大きくなる場合があることから、被害もより大きくなります。どんなに地震に強い家に住んでいても、地震の揺れで家具が倒れ、下敷きになってしまったり、避難経路をつぶされてしまったりは意味がありません。

3 家庭内で備蓄をしておこう！（非常持出し品・家庭内備蓄）

大地震が発生した場合、最初の 72 時間は消火活動や人命救助活動が最優先されることになります。

また、一次避難所に備蓄している食料や毛布等は、自宅が倒壊してしまったり、焼失してしまった方で、ご自宅に住み続けたくても住むことができなくなってしまった方の分です。最悪の事態を想定して、各家庭でも飲料水や食料、簡易トイレなどを備えておきましょう。



なお、この備えには、危険が迫ってきた自宅から緊急的に避難する際に持ち出す「非常持出品」、救援物資など外部からの支援が届くまでの間を生活するための「備蓄品」があります。過去の震災の教訓を踏まえると、最低でも 3 日分以上の水や食料等の備蓄を行ってください。

4 避難場所・避難経路・避難所を把握しておこう！

(1) 「避難場所」と「避難所」の違い

No.	名称	内容	利用時期	留意事項
1	避難場所	大地震による揺れや火災等から 一時的に身を守るために避難する場所 のことです。	大規模災害の発生直後から身の危険を及ぼす大きな揺れや火災等が収束するまでの間。	今いる場所が安全であれば、必ずしも避難場所に避難する必要はありません。
2	避難所	大地震の揺れ等で自宅が倒壊・焼失等をしてしまい、 生活する場所がなくなってしまった方が一定期間の生活を送る場所 のことです。	大規模災害の発生から事態が一段落し、避難所施設の準備が整った後から。	自宅が無事な方は自宅での生活をお願いします。

— 避難場所 —

No.	名称	説明	場所
1	地域避難場所	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまでの間、一時的に避難する場所	●— (市民自身が地域の実情を考慮し選定する。)
2	指定避難場所	上記に加え、行政からの情報提供、状況に応じた避難誘導が受けられる場所	●市立小中学校 (33 校) ●明星学苑 (1 校) ●都立高校 (5 校)
3	広域避難場所	大規模火災等、上記「地域避難場所」及び「指定避難場所」でも身の安全を守ることが困難な事象が収束するまでの間、一時的に避難する場所 「※」の箇所については、普段は自由に入出りできません。(有事の際に必要なに応じて利用させていただく施設で、その際は市職員や警察官等が誘導します。)	●都立府中の森公園 ●都立多磨霊園・都立武蔵野公園 ●都立武蔵野の森公園・朝日サッカー場 ●多摩川河川敷 ●市民球場・市民陸上競技場・都立農業高校 ●武蔵台緑地 ●※トヨタ府中スポーツセンター ●※東京競馬場 ●※東京農工大学 ●※東芝府中事業所 ●※日本電気府中事業場

— 避難所 —

No.	名称	説明	場所
1	一次避難所	自宅の倒壊や焼失等により生活する場所がなくなってしまった方が一時的に生活を送る施設	●市立小中学校 (33 校) ●郷土の森総合体育館
2	※二次避難所	障害をお持ちの方など、一次避難所で一般の方と一緒に避難所生活を送ることが困難な方が一時的に生活を送る施設	●文化センター (11 館) ●ルミエール府中 ●生涯学習センター
3	※福祉避難所	専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が一時的に生活を送る施設	●市内福祉施設

※ 「二次避難所」及び「福祉避難所」については、状況に応じて開設することになるため、直接当該施設には行かないください。

(2) 基本的な避難の順序

